

## こどもえがおプラン～出雲市こども計画～

## 「第4章 量の見込み、確保方策」の変更について

## 1. 変更の理由

- ・「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は現在、子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられており、こどもえがおプランにおいても「第4章 IV地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」（P133～P135）の「16. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】」として記載している。

本事業は令和8年4月から子ども・子育て支援法に基づく「乳児等のための支援給付」として創設されることに伴い、「第4章 IV地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」から抜き出し、新たな項目として位置づける。

## 2. 変更概要

- ・「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、「第4章 IV地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」から抜き出し、別紙のとおり、「第4章 V乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策【新規】」とする。

- ・以下の基本的記載事項（必須記載事項）の追記

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項を「第4章 V乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策【新規】」内に追記する。

## 【追記内容】

乳児等通園支援事業にかかる教育・保育等の一体的提供及び教育・保育等の推進に関する体制の確保

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との連携及び乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

## 第4章

## 5 か年事業計画（量の見込み・確保方策） 97

I はじめに	98
II 教育・保育等の提供区域	99
1. 教育・保育等の提供区域とは	99
2. 本市における教育・保育等の提供区域	99
III 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	100
1. 教育・保育施設の位置づけ	100
2. 教育・保育施設を利用する子どもの認定区分	100
IV 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	110
1. 利用者支援に関する事業	111
2. 延長保育事業	112
3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	113
4. 子育て短期支援事業（ショートステイ）	116
5. 乳児家庭全戸訪問事業	118
6. 養育支援訪問事業	119
7. 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	120
8. 子育て世帯訪問支援事業【新規】	121
9. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	122
10. 一時預かり事業（幼稚園型）	123
11. 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業のうち病児対応、就学後を除く）、 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	125
12. 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート センター事業のうち病児対応）	128
13. 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業のうち就学後）	130
14. 妊婦に対して健康診査を実施する事業	131
15. 産後ケア事業	132
16. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	133
17. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	136
18. 児童育成支援拠点事業【新規】	136
19. 親子関係形成支援事業【新規】	136

137

削除 →

資料編

## V 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策【新規】



新たな項目として位置づける

出雲市は、トキの美しい羽根の色を市のイメージカラーに指定しています。この計画書は、そのトキ色を採用しています。

⑤

## V 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策 【新規】

### 事業概要

0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等に通園できる事業。

### 事業実施の考え方

- 子ども・子育て支援法の改正により、市町村は本事業を令和8年度(2026)から実施することとなった。なお、令和5～6年度は試行的事業として実施され、令和7年度(2025)は子ども子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として希望する市町村にて実施予定。
- 本市においては令和8年度(2026)から実施予定。

### (出雲市の状況)

- 国における「保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通園していない3歳未満児」の割合は約60%である。一方、本市の割合は35%である。
- 全国の保育所等における一時預かり事業実施率は29%（令和元年度(2019)実績）だが、本市においては98%（令和5年度(2023)実績）である。

### 乳児等通園支援事業にかかる教育・保育等の一体的提供及び教育・保育等の推進に関する体制の確保

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との連携及び乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

### 量の見込み設定の考え方

量の見込み（必要定員数）は国基準のとおり、以下の算式で算出する。

必要受入時間数（※1） ÷ 定員一人1月当たりの受入可能時間数（※2）

（※1）「必要受入れ時間数 = 未就園児童数（※3） × 0.5 × 月10時間」で算出。

国基準の算出式は「必要受入時間数 = 未就園児童数（※3） × 月10時間」であるが、本市においては未就園児のうち約半数程度が本事業を利用すると見込み、国基準の算出式に「0.5」を乗じて算出する。

（※2）定員一人1月当たりの受入可能時間数 = 月176時間（8時間 × 22日）で算出（国基準と同じ）

（※3）未就園児童数 = 各年齢児童人口 - 各年齢就園児童数（一時預かり・一時保育事業利用者を含む）で算出。

就園児童は国基準では、「保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通園している児童」だが、本市は「一時預かり・一時保育事業を利用している児童」も就園児とみなすこととする。

## 1. 年齢別人口及び未就園児数

### ①令和6年(2024)4月1日時点

(単位:人)

年齢	人口 ①	就園児数 ②	保育所等に 通っていない 児童数 ③=①-②	一時預か り・一時保 育利用児童 数④	未就園児数 ③-④
0歳	614	144	470	49	421
1歳	1,340	1,084	256	96	160
2歳	1,481	1,242	239	96	143
計	3,435	2,470	965	241	724

### 一時預かり・一時保育

#### 利用児数

(単位:人)

年齢	3歳 未満	6か月 未満児 以外
0歳	98	49
1歳	96	96
2歳	96	96
計	290	241

- ・0歳児は人口1,228人、就園児288人だが、本事業の対象が0歳6か月からの児童であるため、それぞれ1/2とする。
- ・就園児数は申込者数とする。

### ②令和7年(2025)4月1日時点

(単位:人)

年齢	人口 ①	就園児数 ②	保育所等に 通っていない 児童数 ③=①-②	一時預か り・一時保 育利用児童 数④	未就園児数 ③-④
0歳	614	144	470	49	421
1歳	1,228	994	234	96	138
2歳	1,340	1,124	216	96	120
計	3,182	2,262	920	241	679

### 一時預かり・一時保育

#### 利用児数

(単位:人)

年齢	3歳 未満	6か月 未満児 以外
0歳	98	49
1歳	96	96
2歳	96	96
計	290	241

- ・0歳児人口は前年度と同数、1・2歳児人口は前年度の0・1歳児人口と同数と見込む。
- ・0歳児は人口1,228人、就園児288人だが、本事業の対象が0歳6か月からの児童であるため、それぞれ1/2とする。
- ・申込率を令和6年度(2024)並みと見込み、人口に申込率を乗じて就園児童数を算出

### ③令和8(2026)年4月1日時点

(令和11年度(2029)まで同数と見込む)

(単位:人)

年齢	人口 ①	就園児数 ②	保育所等に 通っていない 児童数 ③=①-②	一時預か り・一時保 育利用児童 数④	未就園児数 ③-④
0歳	614	144	470	49	421
1歳	1,228	994	234	96	138
2歳	1,228	1,030	198	96	102
計	3,070	2,168	902	241	661

### 一時預かり・一時保育

#### 利用児数

(単位:人)

年齢	3歳 未満	6か月 未満児 以外
0歳	98	49
1歳	96	96
2歳	96	96
計	290	241

- ・0歳児人口は前年度と同数、1・2歳児人口は前年度の0・1歳児人口と同数と見込む。
- ・0歳児は人口1,228人、就園児288人だが、本事業の対象が0歳6か月からの児童であるため、それぞれ1/2とする。
- ・申込率を令和6年度(2024)並みと見込み、人口に申込率を乗じて就園児童数を算出

## 2. 必要受入れ時間数の算出

「必要受入時間数 = 未就園児童数（※3）×0.5×月10時間」で算出。  
 国基準の算出方法は「必要受入時間数 = 未就園児童数（※3）×月10時間」であるが、  
 本市においては未入園児の半数程度が本事業を利用すると見込み、国基準の算出式に「0.5」を  
 乗じて算出する。

必要受入れ時間数（月当たり） （単位:時間/月）

年齢	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
0歳	2,105	2,105	2,105	2,105
1歳	690	690	690	690
2歳	510	510	510	510
計	3,305	3,305	3,305	3,305

### 量の見込み（必要定員数）

- 国基準同様 以下のとおり算出する。  
 必要受入時間数(上記「2」で算出)÷定員一人1月当たりの受入れ可能時間数  
 (上記※2のとおり月17.6時間)
- 令和8年(2026)4月開始の想定とする。

（単位:人日）

年度		R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
0歳児 ※6か月以 上児	①量の見込み	12	12	12	12
	②確保方策	12	12	12	12
	②-①	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み	4	4	4	4
	②確保方策	4	4	4	4
	②-①	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み	3	3	3	3
	②確保方策	3	3	3	3
	②-①	0	0	0	0
合計	①量の見込み	19	19	19	19
	②確保方策	19	19	19	19
	②-①	0	0	0	0

### 確保方策の設定の考え方

- 量の見込みと同数を国が定める実施施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保  
 幼幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター）  
 とする。
- 国から今後示される事業実施要綱等を踏まえ8年度(2026)の実施に向け関係機関と協議する。